諮問番号：令和３年度諮問第５６号

答申番号：令和４年度答申第　９号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３１年４月２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人は、本件処分の前から引っ越しの相談を処分庁にしていた。その間相談に乗ってもらえず、管理会社からは、処分庁の所管区域内の住居（以下「元住居」という。）を退去してほしい（家賃滞納と室内の乱れ等）との連絡が頻繁にあり、審査請求人自身どうしていいか分からず悩んでいた。

そんな中、管理会社から平成３１年３月末までに退去するよう言われていたが、引っ越し費用もなく、処分庁の相談も期待できないのでどうしていいか分からない状態だった。野宿する状況になるところ、管理会社からの紹介で○○市（以下「Ａ市」という。）内の住居（以下「転出先住居」という。）を用意され、元住居を出た。荷物は置いたまま、引っ越し費用も未払いの状況である。転出先住居の契約金も払えていない状況である。

処分庁に相談に乗ってもらえていれば、今の状況にならなかったと考え、本件審査請求することにした。本件処分に至るまでの過程に納得いかない。管理会社から退去の話をされた事に対し無視しておくことが正解だったのか。突然転居したからと、保護を突然切られたが、転居したのは相談に乗ってもらえなかった結果である。

本件処分を１か月遅らせてもらえたら転居もスムーズだった。処分庁が、審査請求人に一言もなく、保護廃止を決定したことに納得いかない。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分についてみると、処分庁は、審査請求人が平成３１年３月３０日にＡ市に転出したため、同月３１日付けで審査請求人に対する保護を廃止したことが認められる。

法第１９条第１項、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第２及び生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第２（１）のとおり、居住地保護の実施責任は、要保護者の居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所を所管する保護の実施機関が負うこととなっている。

そこで本件処分に至る経過についてみると、①審査請求人は、平成３１年３月２３日付けで転出先住居について賃貸借契約を締結したこと、②同月３０日、審査請求人は、転出先住居の鍵を受け取ったこと、③審査請求人は、元住居の管理会社と家主から出て行くように言われ、同日、鍵を返却したこと、④同日、審査請求人は、転出先住居に入居したことが認められる。

これらのことからすると、平成３１年３月３０日以降において、処分庁の所管区域内に審査請求人の居住事実の継続性・期待性があるとは言えず、同日を限りに審査請求人に対する保護を廃止することとした処分庁の判断に誤りは認められない。

（２）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和４年３月１７日　　諮問書の受領

令和４年３月２８日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：４月１１日

口頭意見陳述申立期限：４月１１日

令和４年４月２５日　　第１回審議

令和４年４月２７日　　審査会から審査庁に対し回答の求め（回答書：令和４年５月２日付け社援第１２７６号）

令和４年５月１０日　　審査会から○○○福祉事務所（以下「転出先福祉事務

　　　　　　　　　　所」という。）の長に対し回答の求め（回答書：令和４

　　　　　　　　　　年５月２３日付け４吹福生第３５５号。以下「転出先福

　　　　　　　　　　祉事務所回答書」という。）

令和４年５月３０日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１９条第１項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」と定め、同項第１号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」とし、同項第２号において「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と定めている。

（２）法第２６条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と定めている。

（３）法第２９条の２は、「この章の規定による処分については、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３章（第１２条及び第１４条を除く。）の規定は、適用しない。」と定めている。

（４）法第８０条は、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。」と定めている。

（５）次官通知第２は、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（６）問答集第２（１）は、「居住地保護の実施責任は、要保護者の居住地によって定められるが、生活保護でいう居住地とは、生活保護が最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上世帯単位の原則によっていることから、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう。（後略）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び転出先福祉事務所回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成３１年１月４日付けで、処分庁は、審査請求人に対し法による保護を開始した。

（２）平成３１年２月２６日、処分庁の担当者は、定期訪問として審査請求人を家庭訪問し、審査請求人と面談を行った。

同日のケース記録票には、訪問目的は審査請求人の療養指導である旨記載されるとともに、生活状況の欄に「（前略）今住んでいるマンション〔元住居〕の家主から、出て行って欲しいと言われている。理由を聞くと、「はっきりとは言われないが、家賃滞納があること、これまでに住民トラブルを起こしていることが理由と思う」と。滞納家賃は少しずつ払っており、３月で滞納分をすべて納付できる予定と話す。」と、指導事項・特記事項の欄に「年金手帳の再発行をするよう指示した。」と記載されている。

（３）平成３１年４月２日、審査請求人は、処分庁を訪問した。

同日のケース記録票には、「（前略）住んでいたマンションの管理会社と家主から、３月１１日頃に、３月末で退去するよう命じられたとのこと。理由はこれまでに家賃滞納と住民トラブルが度重なったため。（家賃滞納分は、最終的にすべて完済したとのこと。）管理会社から、他の管理物件を紹介され３月２３日に○○市〔Ａ市〕のマンション〔転出先住居〕を契約した。３月３０日に○○○のマンション〔元住居〕の鍵を返却して明け渡し、同日に○○○のマンションに転居したとのこと。（なお、家賃４２，０００円となっており、○○○〔転出先福祉事務所〕に確認すると単身者の家賃上限が３９，０００円とのこと。（主）〔審査請求人〕はそのことを知らなかった様子。）新居〔転出先住居〕の礼金１５万円が未納であり支給できないかと質問があったが、事前に相談がなく勝手転居であり、支給はできないと伝えた。今後も生活保護を受けたいと希望、転居の翌日３月３１日に○○○〔処分庁〕の保護が廃止となるので、すぐに○○○〔転出先福祉事務所〕に保護申請に行くよう伝えた。Ｈ３１．３．３０に○○○に転居のため、Ｈ３１．３．３１付で保護廃止とする。３月分保護費の返還２，５９８円は８０条免除する。（後略）」と記載されている。

同日、審査請求人が処分庁に提出した「証明（申告）書」（以下「本件申告書」という。）には、「私は、住んでいた○○○のマンション〔元住居〕の管理会社と家主からでていくように言われ、平成３１年３月３０日にカギを返し○○市〔Ａ市〕のマンション〔転出先住居〕に入居しました。」と記載されている。

また、同日、審査請求人が処分庁に提出した転出先住居の「貸室賃貸借契約書」には、賃貸借期間は平成３１年３月２３日から２年間と記載されており、転出先住居の「鍵預かり証」には、審査請求人の氏名と平成３１年３月３０日の日付けが記載されている。

（４）平成３１年４月２日付けで、処分庁は、平成３１年３月３０日限りで保護を廃止する本件処分を行った。

本件処分の通知書の理由の欄には、「平成３１年３月３０日に○○市〔Ａ市〕に転出されたため、平成３１年３月３１日付けで生活保護を廃止します。」と記載されている。

また、本件処分の通知書の下段には「上記変更により次のとおり返還金が発生しました。なお、調査したところ返還できないやむを得ない理由があることが認められた部分については生活保護法第８０条により返還を免除します。」と記載され、既に支給済みの平成３１年３月分の保護費のうち、保護廃止日以降の分である２，５９８円を返還免除する旨が記載されている。

（５）平成３１年４月３日、審査請求人は、転出先福祉事務所に対して、保護の開始申請を行った。

これを受けて、同日付けで、転出先福祉事務所長は、審査請求人に対し法による保護を開始した。

（６）令和元年６月２８日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（７）転出先福祉事務所回答書には、審査請求人の保護について、処分庁からの転居に係る引継ぎ（連絡）はなかった旨記載されている。

３　判断

（１）前記１（１）、（２）のとおり、保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対して保護を実施するものであり、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって被保護者に通知しなければならない。

また、保護の停止及び廃止に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）として、次官通知を定めている。

次官通知によれば、保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであるとしている。

さらに、前記１（６）のとおり、問答集第２（１）において、生活保護でいう居住地は、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所を言う旨が記載されている。

問答集は、厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡の形式で発出されたものであるが、処理基準である旨は明示されていない。

そして、保護の実施機関となる地方公共団体は、厚生労働省の下級行政機関ではないから、問答集は、上級行政機関が下級行政機関に示す解釈基準のごとく保護の実施機関を拘束するものではないが、問答集第２（１）に示される厚生労働省の考え方は、法の趣旨に照らして合理性を欠くものではないと言える。

（２）前記２に基づき、本件についてみると、①審査請求人は、平成３１年３月２３日付けで転出先住居について賃貸借契約を締結したこと、②審査請求人は、同月３０日に転出先住居の鍵を受け取ったこと、③同年４月２日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年３月３０日、元住居の鍵を返却し、転出先住居に転居した旨述べたこと、④同年４月２日、審査請求人はこれらの経過を処分庁に申告する本件申告書を提出したこと、⑤同日付けで、処分庁は、同年３月３０日を限りに保護を廃止する旨の本件処分を行ったことが認められる。

（３）そうすると、処分庁は、本件申告書により、審査請求人が処分庁の所管区域外に転出したことを認めたことから、前記１（５）の処理基準及び前記１（６）の問答集に照らして、保護を廃止する旨決定したものであると言える。

（４）これに対して、審査請求人は、引っ越しの相談を処分庁にしていたが、相談に乗ってもらえなかった旨主張する。

しかしながら、前記２（２）によれば、平成３１年２月２６日に行われた処分庁の家庭訪問において、審査請求人は、元住居の退去を求められていることを報告してはいるが、一方で滞納家賃が次月に全て納付できる予定であるとも報告しており、この記載からは、審査請求人が処分庁に具体的に引っ越しの相談を行ったと見ることはできない。

その他に、審査請求人から処分庁に引っ越しの相談を行っていた事実の主張もないことから、審査請求人の主張は採用できない。

（５）また、審査請求人は、審査請求人に一言もなく保護廃止を決定したことに納得がいかない旨主張する。

この点について、前記１（２）、（３）のとおり、法第２６条に基づく保護廃止の決定については、法第２９条の２により、行政手続法第３章（第１２条及び第１４条を除く）の規定は適用されないため、かかる審査請求人の主張は採用できない。

（６）以上のことから、審査請求人が処分庁に転居について相談していたとみることはできず、処分庁は、本件申告書により、審査請求人が処分庁の所管区域外に転出したことを認めたことから、処理基準及び問答集に照らして、保護を廃止する旨決定したものであり、処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

（７）以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　海道　俊明

委員　　　　　衣笠　葉子